

平成21年第1回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成21年 1月16日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成21年 1月21日(水) 午後 1時30分
 閉会 午後 1時47分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	田中雅文	2番	清水優文	3番	辰田直久	5番	池田宗雄
6番	松本 正	7番	森口美光	8番	岸 博道	9番	亀山和巳
10番	日高 學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	藤原光三
14番	日高 亘	15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎	17番	桑野剛司
18番	日高勝明	19番	三上 徹				

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 18名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	田中雅文	2番	清水優文	3番	辰田直久	5番	池田宗雄
6番	松本 正	7番	森口美光	8番	岸 博道	9番	亀山和巳
10番	日高 學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	藤原光三
14番	日高 亘	15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎	17番	桑野剛司
18番	日高勝明	19番	三上 徹				

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	日高禎治
定住企画課長	大田文夫	財政課長	藤間 修	情報推進課長	石原保夫
町民課長	表 正司	税務課長	東 義正	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	藤田憲司	建設課長	洲濱芳文	水道課長	松川好史
保健課長	大矢輝美	会計管理者	藤井克史	瑞穂支所長	佐々木孝義
羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	日高 隆	教育長	土居達也
学校教育課長	三上俊二	生涯学習課長	森岡弘典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局主任主事 本多 真由美

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12番	高本勝藏	13番	藤原光三

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成21年第1回邑南町議会臨時会議事日程

平成21年1月21日（水）午後1時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 財産の取得について

平成21年 第1回 邑南町議会臨時会会議録

平成21年1月21日（水）

—— 午後1時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(三上徹) それでは定足数に達しておりますので、ただ今から、平成21年第1回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番高本議員、13番藤原議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(三上徹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月21日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1月21日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号専決処分のしょうみんを、承認を求めることについて議案第2号財産の取得について、以上2議案を一括上程いたします。執行部から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

- 議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 本日提案いたします議案は専決処分の承認を求めることについて1件、財産の取得について1件。合計2件でございます。よろしくお願を申しあげます。それでは議案第1号

の提案理由を、ご説明申しあげます。専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度邑南町一般会計補正予算第4号により歳入歳出それぞれ4千飛んで675万6千円を増額することについて専決処分したものでございます。詳細については財政課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 平成20年度邑南町一般会計補正予算第4号でございます。めくっていただきまして1ページでございますが、第1条に歳入歳出それぞれ4千675万6千円を追加し114億1千629万4千円とするとあります。で、詳細は第1表歳入歳出予算補正でございますが、詳しいことは予算に関する説明書の方でめくっていただきまして、ええっと予算に関する説明書の3ページをご覧くださいと思います。繰入金でございますが財政調整基金繰入金、これを4千675万6千円、これは後ほど説明いたします除雪費の増額補正にともなう財源手当でございます。続きまして4ページでございますが土木費の道路維持費に同額の4千675万6千円を増額いたします。今回の大雪による除雪費の増額補正でございます。内容については需用費の方でチェーン等の消耗品、軽油代、燃料代ですね。それから修繕費合わせまして175万6千円。そして委託料でございますが、だいたい1回900万円の、だいたい委託料の、あのう、見積もりをしておりますが5回分で4千500万円、合わせまして4千675万6千円を増額補正をするものでございます。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に議案第2号の提案理由をご説明申しあげます。財産の取得についてでございますが、これは邑南町移動通信用鉄塔施設に設置し、電波の適正な利用を確保する備品を購入しようとするものでございます。現在、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社と仮契約を締結しております。詳細については、情報推進課長から説明させ、させていただきますのでよろしくをお願いします。

●石原情報推進課長(石原保夫) 番外。

●議長(三上徹) はい、情報推進課長。

●石原情報推進課長(石原保夫) 議案第2号財産の取得について説明をいたします。地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議会、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得物品は邑南町移動通信用無線設備備品でございます。数量は邑南馬野原局、邑南八色石局、邑南布施局の3か所3基でございます。取得の目的は移動通信用鉄塔に設置し、電波の適正な利用を確保するために取得するものでございます。取得の方法は随意契約、取得金額は1千804万6千350円。取得の相手先は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社長でございます。ほんざんせ、本財産の取得につきましては国庫補助事業の携帯電話等エリア整備事業により行うもので、移動通信用鉄塔を建設し、これに設置する移動通信用無線設備を取得するものでございます。建設する3か所の鉄塔を使用する通信事業者がエヌ・ティ・ティ・ドコモと特定されていることということで、契約の目的物が特定のものでなければ納入することができないものであります。したがって地方自治法せ、施行、施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用して随意契約により取得するものでございます。なお、参考までに本体工事の鉄塔建設工事につきましては、去る1月16日に、1月16日に指名競争入札により入札を執行し、日本コムシス株式会社松江営業所長に落札決定をとりまします。以上よろしくお願

たします。

- 議長(三上徹) 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。
- 議長(三上徹) 始めに、議案第1号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。
- 森口議員(森口美光) 議長。
- 議長(三上徹) はい、7番。
- 森口議員(森口美光) ええっと、あのう、4ページですが、あのう、4ページの道路維持の4千500万の中の需用費の中で、あのう、消耗品は、まあ、チェーンとかという、ご回答がありましたけれども、まあ、あのう、非常に、あのう、今回積雪が、あのう、ありまして、あのう、修、修理費ですね、この修繕費なんかについては、まあ、特殊もんだいうことで、まあ、どうか所のあれかよう分かりませんが、大型の機械か除雪機かそこらあたりちょっとお知らせ願いたいと思います。それと一緒にいうんですかいね。全部。
- 議長(三上徹) 1号だけ。
- 森口議員(森口美光) 1号だけ、はい。
- 洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。
- 議長(三上徹) はい、建設課長。
- 洲濱建設課長(洲濱芳文) ここに掲げとります需用費の修繕料でございますが、これは町が持っております除雪ショベルローダーでございますが、これの修繕費でございますが、まあ、そこにソリ等もついておるとございまして、これが多少、こう曲がったちゅうことがございまして除雪の終わった3月ごろに修繕を行わなければならないということで今回専決で、この50万円というものを願しとるところでございます。
- 森口議員(森口美光) 議長。
- 議長(三上徹) はい、7番。
- 森口議員(森口美光) ええっと、3月の、まあ、修理ということでございまして、まあ、取りあえずは使えるという状況で、あのう、あるということですね。だから、まあ、3月まではもつと。あのう、修繕は、まだ今の段階ではしていないということですか。分かりました。
- 議長(三上徹) 他にございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第2号に対する質疑をゆりし、許します。質疑はございませんか。
- 田中議員(田中雅文) 議長。
- 議長(三上徹) はい、1番。
- 田中議員(田中雅文) 財産の取得でございますが、4千600万という、まあ、金額的には大きい金額ですが。取得金額ですね。
- 議長(三上徹) 千、千800万ぐらい。
- 田中議員(田中雅文) 失礼しました。千800万、あのう、この金額の出どころですね。無償で財産取得ということでもないでしょうが。そこが知りたかったものですから。取得金額の出どころです。
- 石原情報推進課長(石原保夫) 番外。
- 議長(三上徹) はい、情報推進課長。
- 石原情報推進課長(石原保夫) 先ほど、あのう、少し説明し、くわ、加えましたように、この事業

は国庫補助によりまして行う事業でございます。事業の補助事業の内容は3分の2が国庫補助でございます。残りの3分の1を、あのう、過疎債と町負担と事業者負担ということでございます。全体的にはそういったところで町が過疎債を借る。そういった中におきましても、過疎債を借る中におきましても中身が、7割が交付税補填、残りの3割が、まあ、町の負担となるわけでございますが、この町の負担の中につきましても県が補助すり、する部分あるいは事業者が補助する部分がありますので、内容的には、まあ、町は負担をせずに建設ができるような仕組みになつとります。なか、事業者負担は全体的に9分の1に値するものが事業者負担となって残りが、まあ、交付税とか国庫補助金ということで、まあ、国庫が全てを見るというような仕組みになっております。以上でございます。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

●森口議員(森口美光) ええっと、あのう、財産の取得で、あのう、いわゆる、あのう、過疎債を借りるということですが、過疎債を借り入れるということになれば、あのう、いわゆる、あのう、実質公債比率が上がって来るんじゃないかというふうに考えますが、まあ、今の段階で24.7%ぐらいでございますが。あのう、実質公債比率でも、これに響くことは無いかということと、それから、あのう、いわゆる今度、これから新年度に向けての、いわゆる交付税算定等に影響を及ぼすということが発生は無いかというところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) ええっと過疎債関係の借り入れについての影響というふうにお伺いしてありますが、あのう、中期財政計画というのを立てておりまして、今後10年間の、あのう、投資的経費等の計画を全て立てた後に、実質公債比率も推計をしております。で、その推計をする際に、その25%等を超えないように計画を立ておって、それで毎年県の方にヒヤリングをしておりますので、そのへんの計画は成っておるいうふうに思っていたきたいと思います。で、今回過疎債を借りるのも、あのう、10億円の枠を決めて、その中で元利償還を年々していくいうのを全て見越して計算をしているということでございます。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

●森口議員(森口美光) あのう、まあ、今回、あのう、3基ということでございますが、まあ、あのう、説明と、あのう、ちょっと今まで聞いておる中では、あのう、これからまだ、あのう、不感があるということがありますので、まあ、そういうことに対応する場合には、もう、あのう、過疎債も年度が、あのう、きとります。まあ、そういう関係で、まあ、これが、あのう、これが最後だとかそういうふうことが発生するとするならば、先ほどの言われた中期財政計画で、あのう、もうこれで切りだよということになれば、後の不感地域の、あのう、これ以外のところに対してね、どういうふうな、あのう、措置ができていくのかいうところを見通しが立てられておるかどうかいうことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

●石原情報推進課長(石原保夫) 番外、番外。

●議長(三上徹) はい、情報推進課長。

●石原情報推進課長(石原保夫) 携帯電話の不感地域の解消のことでございますが、まあ、これにつ

きましては極力民間事業者によります建設ということを陳情を進めております。そうした、そういった中でも、町でも、国が補助事業を設けて進めておるということで、事業者の方も町での、あのう、町でもそういった事業を起こしてもらえないだろうかということで、そういった下の条件で、まあ、算入をしてきております。過疎債が今、来年度ぐらいで、まあ、どうなるかというところが、不透明なところがありますが、辺地債でもこの事業は進めることができますので、まあ、そういったところの辺地地域におきましては、この補助事業の活用あるいは辺地債を活用しての携帯電話の鉄塔を建てることはできます。まあ、そう言いながらも財政が非常に、あのう、厳しいとこでございまして極力、今民間の通信事業者に鉄塔建設ということを強力的に陳情を進めております。まあ、そういった中でどうしてもというようなところがありますれば、まあ、町もそういった対応を進めて行かなければならないと考えております。以上でございます。

●議長(三上徹) その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第2号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。

●議長(三上徹) これより、討論、採決に入ります。始めに、議案第1号に対する討論に入ります。反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第1号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり、決定をいたしました。

●議長(三上徹) 続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第2号、財産の取得につきましては、原案のとおり、決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●議長(三上徹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思っております。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これもちまして、平成21年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さんでござい

ございました。

—— 午後 1 時 47 分 閉会 ——